

墨田区公印規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年12月24日

墨田区長 山本亨

墨田区規則第118号

墨田区公印規則の一部を改正する規則

墨田区公印規則（昭和39年墨田区規則第25号）の一部を次のように改正する。

別表第1 3 墨田区長印の部6の2の項及び6の3の項並びに5 墨田区長代理印の部22の3の項及び22の4の項中「住民基本台帳カード、」を削る。

付 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。